

のほかに本人確認ができる書類（免許証など）が必要です。

【給与・年金所得のある方】

- ・源泉徴収票
- ・**【営業、農業、不動産、配当所得のある方】**

・収支内訳の明細が分かるもの（会計帳簿や領収書など）

【譲渡所得のある方】

- ・売買契約書
- ・譲渡のために要した費用の領収証

【医療費控除を受ける方】

- ・医療費の領収証
- ・保険金を受け取った場合、その金額が分かる書類

【所得控除を受ける方】

- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書など
- ・障害者手帳、介護保険証、療育手帳など

【住宅借入金等控除を受ける方】

- ・登記事項証明書
- ・工事請負契約書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

◆農家の皆さんへ

平成28年分農業経営状況調査票（集落農政推進協議会長

から配布されたもの）に必要事項を記入してお持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できます。ぜひご利用ください。

◆注意

・税務署からの申告関係書類の送付は今年からなくなります。

・役場では青色申告や消費税申告の方の受け付けは行っていませんのでご注意ください。

・申告には世帯の生計の内容などが分かる方がお越しください。

・月曜日や地区指定のない日、また相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。午前中の方が込み合う傾向にありますので、余裕を持ってお越しください。

・申告をしないと所得証明書が発行できないなど、各種行政手続きに影響がでる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

問 税務課

7216932

国保・後期高齢者医療・介護保険からのお知らせ 未申告のままでは軽減措置が受けられません！

◎所得がない方も申告を

国保・後期高齢者医療・介護保険では、所得の少ない方を対象に、保険税（料）や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。

税法上の申告義務がない方（障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方）でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

◎所得申告が必要な方の例

- ・障害年金・遺族年金のみ受給している方
 - ・無収入の方（1年間まったく収入がなかった方）
- ※確定申告をしている方や障害年金・遺族年金以外の公的年金のみを受給している方は、申告の必要はありません。

【国保・後期高齢者医療】

問 町民生活課

7216933

【介護保険】

問 健康福祉課

7216934

郡山税務署からのお知らせ

◎申告書の便利な作成方法

所得税、消費税および贈与税の確定申告書の作成に当たっては、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」が便利です（確定申告期間中は24時間利用可能）。

作成コーナーで申告書を作成することで、自動計算機能により計算誤りが防止できること、また紙に印刷し郵送などで提出することができることから、申告書作成会場に出向く必要がないなど、皆さんのご負担を軽減することができますので、ぜひ国税庁ウェブサイト（<https://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

◎確定申告書作成会場について

◆開設場所 南東北総合卸センター（郡山市喜久田町卸1-1-1）

◆開設期間 2月13日⑨から3月15日⑩まで（土日を除く）

◆開設時間 午前9時30分から午後4時まで

※開設期間が2月13日からとなりますのでご注意ください。

※郡山税務署内には、開設期間前を含め、確定申告書の作成会場は設置していません。

問 郡山税務署 ☎024-932-2041